

## 令和7年第4回美唄市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年4月25日(金) 午前9時30分 ~ 午前10時50分

2 開催場所 美唄市役所市長会議室

3 出席委員 19名

会長	19番 畑 雄二						
会長職務代理	18番 田 中 政 幸						
委員	1番 安 藤 直 樹	2番 千 葉 芳 枝					
	3番 五 十 嵐 勝	4番 山 田 和 正					
	5番 長 谷 川 彰 徳	6番 岩 間 秀 一					
	7番 貞 廣 樹 良	8番 赤 澤 良 一					
	9番 伊 藤 貢 三	10番 峯 崎 光 行					
	11番 鈴 木 英 昭	12番 吉 田 彰					
	13番 中 澤 裕 幸	14番 土 屋 典 昭					
	15番 太 田 秀 樹	16番 鈴 木 孝 典					
	17番 白 木 義 一						

欠席委員 (名)

4 説明員 五十嵐事務局長・田中農業振興係長・佐藤主事

5 議事日程

第1	会議録署名委員の指名	
第2	会期の決定	
第3	諸般報告	
第4	報告第3号	農地法第5条第1項の規定による許可取消通知報告の件
第5	議案第13号	農地法第4条第1項の規定による許可取消願の件
第6	議案第14号	農地法第5条第1項の規定による許可の件
第7	議案第15号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請の件

## 令和7年第4回農業委員会総会

議長	ただいまより、令和7年第4回 美唄市農業委員会総会を開会いたします。 これより、本日の会議を開きます。 つぎに日程の第1、会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、議席番号9番伊藤貢三委員、10番峯崎光行委員を指名いたします。 つぎに、日程の第2、会期の決定であります、今期総会の会期は、本日1日と致したいと存じますが、これにご異議ございませんか。
委員長	(なしの声) ご異議なしと認めます。 よって会期は本日1日とすることに決定をいたします。 つぎに、日程の第3、諸般報告に入ります。 諸般報告については、記載のとおり朗読を省略いたします。 ご質問ございませんか。
委員長	(なしの声) ないようでございますので、これをもって諸般報告を終わります。 つぎに、日程の第4、報告第3号、農地法第5条第1項の規定による許可取消通知報告の件について議題とします。 事務局から説明を求めます。
田中係長	ただいま議題となりました報告第3号、農地法第5条第1項の規定による許可取消通知報告の件について、ご説明いたします (議案朗読省略) 本件につきましては、令和7年3月25日に開催された第3回総会において「許可取消相当」と判断いただきました転用案件について、行政手続法に基づく聴聞を行い「許可取消」を決定し、申請者に対し令和7年4月1日付で許可取消を通知しましたので、ご報告いたします。 場所につきましては、報告第3号資料のとおりとなっております。
議長	以上で説明を終わります。 ただいま、事務局から説明のあった農地法第5条第1項の規定による許可取消通知報告の件について、質疑を行います。
委員長	これに、ご質問ございませんか。 (なしの声) 報告のとおり承認することに決定します。
田中係長	つぎに、日程の第5、議案第13号、農地法第4条第1項の規定による許可取消願の件を議題といたします。 事務局から説明を求めます。 ただいま議題となりました議案第13号、農地法第4条第1項の規定によ

る許可取消願の件について、ご説明いたします。

このことについて、次のとおり申請があったので許可取消の可否について審議を求めるものです。

(議案朗読省略)

本件につきましては、事業拡大に伴い農業用格納庫が必要となつたため、隣接する本件申請地を選定し格納庫を設置することを目的として、農地法第4条による転用許可申請があり、令和5年8月30日に許可をしていたところです。

しかしながら、資材の高騰により当初建築予定資金を大幅に上回ることとなつたことから、資金調達の目途が立たず、結果やむを得ず建築を断念することとなり、令和7年4月8日農地法第4条の規定による許可の取消願いの申請がなされたため、許可取消の可否について審議を求めるものです。

以上で説明を終わります。

議長 ただいま、事務局から説明のあった農地法第4条第1項の規定による許可取消願の件について、質疑を行います。

委員長 これに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。

議長 よって、原案のとおり決定をいたします。

議長 つぎに、日程の第6、議案第14号、農地法第5条第1項の規定による許可の件を議題といたします。

田中係長 事務局から説明を求めます。

田中係長 ただいま議題となりました議案第14号、農地法第5条第1項の規定による許可の件について、ご説明いたします。

申請理由は、基盤整備事業へ土石を供給し、また土石採取後は農地へ復元を行うため隣接地との高低差を緩和し農地としての活用を促進するものです。

なお、6ページから17ページ、別添調査書のとおり申請地は農用地区域内農地に該当しますが、申請目的である土石採取は、特定の土地における地下資源の採取であり、用地選定については任意性がなく、代替地はないものと判断でき、また、美唄市農業振興地域整備計画においても支障はないものと意見書も市より提出されていることから、農地法第5条第1項の規定の許可相当と判断いたします。

また、転用案件でありますので、北海道農業会議への意見聴取を行い、北海道農業会議から回答される意見が「許可相当」であった場合は、会長専決において速やかに許可証を交付するものとし、回答が「許可不相当」の場合は、再度総会に諮ることとし、いずれの結果につきましても総会において報告いたします。

以上で説明を終わります。

議長 ただいま、事務局から説明のあった農地法第5条第1項の規定による許可

の件について、質疑を行います。

これにご異議ございませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって、原案のとおり許可相当と判断し北海道農業会議へ意見聴取することに決定をいたします。

つぎに、日程の第7、議案第15号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請の件を議題とします。

事務局から説明を求めます。

ただいま議題となりました議案第15号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請の件についてご説明いたします。農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請の可否について、審議を求めるものです。利用権の設定の種類は、すべて賃借権設定です。

(議案朗読省略)

なお、番号1番から12番について個人が利用権の設定等を受けるものであり24ページ別添1調査書、番号13番・14番は法人が利用権の設定等を受けるものであり25ページ別添2調査書、以上のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

場所につきましては、議案第15号資料のとおりとなっております。

また、農用地利用集積等促進計画の公告の時期につきましては5月26日を予定しております。

以上で説明を終わります。

ただいま、事務局から説明があった農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づく農用地利用集積等促進計画を定める旨の要請の可否について質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって原案のとおり要請することに決定をいたします。

以上をもちまして、第4回農業委員会総会は閉会いたします。

委  
員  
長

田 中 係 長

議 長

委 員 長